

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

・近畿運輸局 自動車監査指導部
(大谷)

(電話) 06-6949-6449

・近畿運輸局滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門
(今井、上武)

(電話) 077-585-7253

令和7年2月21日

滋賀バス株式会社に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、滋賀運輸支局が立ち入り監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和7年2月21日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：滋賀バス株式会社（法人番号：4160001005136）

営業所名：信楽営業所（滋賀県甲賀市信楽町長野1189番地の1）

2. 立入監査の実施日

令和6年7月19日

3. 監査の端緒

法令違反（事業計画違反等）の疑いにより、滋賀運輸支局が令和6年7月19日に監査を実施。

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分内容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
延べ20日間の事業用自動車使用停止処分
【2両×10日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

・事業計画の変更認可違反【車庫の位置及び収容能力（初違反）】

（道路運送法第15条第1項）

・事業計画の事後変更届出違反【営業所の位置（初違反）】

（道路運送法第15条第4項）

・業務の記録義務違反【記録事項の不備（初違反）】

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項及び第4項）

・届出義務違反【休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出（初違反）】

（道路運送法施行規則第66条第1項第6号）

配布先

青灯クラブ

陸運記者会(ハイタク部会)

滋賀県政記者クラブ